官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（三四）　二
〔法規的告示〕
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（東海北陸厚生局一、二）　三
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務一六二）　三
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定に基づき、在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨を公示する件（厚生労働一五六）
○保安林の指定をする件（農林水産七一四～七二五）
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（同七二六）　五
○道路に関する件（北陸地方整備局二六）
○道路に関する件（中国地方整備局四五）
○道路に関する件（九州地方整備局八一）
○道路に関する件（北海道開発局五二～五五）　六
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　八
〔人事異動〕
〔褒　賞〕　八
〔皇室事項〕　九
〔官庁報告〕
官庁事項　一〇
船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　一〇
北海道開発局公示（北海道開発局）
法　務
公証人任免（法務省）　一〇
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配二三）　一〇
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
財団、公示送達、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一三
会社その他　二九

本号で公布された法令のあらまし

◇国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（法律第三四号）（国会）

一　国会法の一部改正関係

情報監視審査会の所掌等及び職員の適性評価その他の保護措置並びに委員会等が情報監視審査会に対して審査を求め又は要請するときの手続について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加することとした。（第一〇二条の一三～第一〇二条の一九、第一〇四条の二及び第一〇四条の三関係）

二　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正関係

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律に基づく証言又は書類の提出について、特定秘密に準じて、重要経済安保情報に関する規定を追加することとした。（第五条の二～第五条の五関係）

三　施行期日

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二七号）の施行の日から施行することとした。

法　律

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年五月十五日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第三十四号

国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律

（国会法の一部改正）

第一条　国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第百二条の十三中「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について」を、「による特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長」を加える。

第百二条の十四中「報告」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第十九条の規定による報告」を加える。

第百二条の十五第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。）」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第百二条の十六第一項中「制度」の下に「又は重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度」を加える。

第百二条の十七第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。）」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（国会法第百二条の十七第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第六項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第百二条の十八中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第百二条の十九、第百四条の二及び第百四条の三中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部改正）

第二条　議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「以下同じ。）」の下に「若しくは重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）」を、「又は特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加え、「同項の」を「特定秘密保護法第三条第一項の」に改め、「をいう。）」の下に「又は重要経済安保情報の指定（重要経済安保情報保護活用法第三条第一項の規定による指定をいう。）」を加え、「同項に」を「特定秘密保護法第三条第一項に規定する行政機関の長又は重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に」に改める。

第五条の三第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第三項中「第十条第一項及び第二十三条第二項」を「及び重要経済安保情報保護活用法」に、「第十条」を「、第十条」に改め、「含む。）」の下に「と、重要経済安保情報保護活用法第九条第一項第一号イ中「各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会」とあるのは「各議院の情報監視審査会」と、「第百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条」とあるのは「第百二条の十七第二項」と、「審査又は調査であって、国会法第五十二条第二項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）又は第六十二条の規定により公開しないこととされたもの」とあるのは「審査（公開しないで行われるものに限る。）」と、重要経済安保情報保護活用法第二十三条第二項中「、第九条」とあるのは「、第九条（議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律第五条の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第四項から第六項までの規定及び第八項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第五条の四中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第五条の五中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附　則

この法律は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）の施行の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎

内閣総理大臣　石破　茂

法規的告示

○東海北陸厚生局告示第一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として令和七年三月一日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定に基づき告示する。

令和七年五月十五日　東海北陸厚生局長　込山　愛郎

名称	所在地
独立行政法人地域医療機能推進機構　清水さくら病院	静岡県静岡市清水区袖師町二千一番地

○東海北陸厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

令和七年五月十五日　東海北陸厚生局長　込山　愛郎

名称	所在地	廃止年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構　桜ヶ丘病院	静岡県静岡市清水区桜が丘町十三番二十三号	令和七年二月二十八日

その他告示

○総務省告示第百六十二号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年五月十五日　総務大臣　村上誠一郎

名称	日本共産党中央委員会周辺地域
期間	令和七年五月十七日から令和八年五月十六日まで
地域	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目 千駄ヶ谷五丁目一番から三十二番まで（ただし、二十四番については、特別区道第一〇五三号路線の部分に限る。） 代々木一丁目
	側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○厚生労働省告示第百五十六号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十三項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。

令和七年五月十五日　厚生労働大臣　福岡　資麿

在宅就業支援団体の名称	在宅就業支援団体の住所	代表者の氏名	在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人翔明会	福岡県福岡市東区箱崎二丁目十番八号	宮本　達之	福岡県福岡市西区豊浜一丁目十八番六号	令和七年四月一日

○農林水産省告示第七百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市雄和神ケ村字中村六二、六三、六四の一、六四の二、六五の一、六五の二、七五、七七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　秋田県横手市大森町八沢木字堀戸九七、一〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村上畠字川東上一四三、一四三の二、一四三の三、字川東下一四、一五・二三・四二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村大勘場字千束三五の一・三五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村大勘場字千束三五の一・三五の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日　農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　新潟県村上市川部字大石沢七〇四、七〇七、七〇九、七〇九の子、貝附字福事沢七八九の一、字千本添三三から三六まで、三五の一、三八の一、三八の二、字古寺三九から四一まで、四一の子から四一の寅まで、字梨木沢一七一の一、一七一の三、一七一の寅から一七一の巳まで、一七一の未、一七二の子、一七二の丑、字寺ノ沢七五、七七、七八、花立字山ノ下五七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県氷見市余川字南山一五五の一、一五五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び氷見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　富山県下新川郡朝日町元屋敷字本屋敷平一九、二〇、二三から二六まで、二九の一、字中畑一七四五から一七四七まで、一七五一、一七五二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び朝日町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県唐津市浜玉町岡口字楠木山八〇九、字城平九一五、九一六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び唐津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県藤津郡太良町大字大浦字船倉己九二九の一、己九四〇、己九四三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び太良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県武雄市武内町大字真手野字黒牟田二四五九七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　佐賀県伊万里市大川町駒鳴字駒鳴峠三一五三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北周山町東山七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

一　保安林の所在場所　京都府京都市右京区京北明石町明石谷二三の一（次の図に示す部分に限る。）、二三の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百二十六号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年五月十五日

農林水産大臣　江藤　拓

1(1)　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30876号 令和７年５月15日	Oryza sativa L.	あいちのこころ	25	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦三丁目３番８号 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	令和２年７月９日

(2)　登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名

登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。）

2　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30876号 令和７年５月15日	Oryza sativa L.	あいちのこころ	愛知県経済農業協同組合連合会 愛知県名古屋市中区錦三丁目３番８号 愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目１番２号	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の指定国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。

○北陸地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北陸地方整備局長　髙松　論

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　七号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

村上市猿沢字下野一一六一番四から同市猿沢字下野一一四六番一まで　前　二一・〇〇～二一六・二五（メートル）　後　二一・〇〇～二三六・五〇（メートル）　〇・〇五三～〇・〇五三（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局羽越河川国道事務所

○中国地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　林　正道

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

福山市大門町一丁目一〇〇八番一から同市大門町一丁目二二八番まで　前　二六・三二～二七・五一（メートル）　後　二六・三二～二七・九八（メートル）　〇・〇八四～〇・〇八四（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局福山河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森田　康夫

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　敷地の幅員　延長

日南市大字宮浦字志戸辻二四八五番一から同市大字宮浦字小浦二五一四番一まで　前　一四五・七六～一六〇・九四（メートル）　後　一四五・七六～一七四・四七（メートル）　〇・〇二八～〇・〇二八（キロメートル）

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○北海道開発局告示第五十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北斗市中山一七〇番一地先から同市中山一七三番一まで	前	二九・九一～三四・四二メートル　〇・二六五キロメートル
	後	二九・九一～五八・二二　〇・二六五
北斗市中山二一〇番一から同市中山二一四番一まで	前	三一・九二～四一・六〇　〇・二四七
	後	三七・〇〇～七六・五二　〇・二四七
北斗市中山国有林渡島檜山森林計画区檜山森林管理署六一四六林班から同市中山国有林渡島檜山森林管理署六〇六八林班か小班まで	前	三一・四一～七八・一七　〇・六四七
	後	三一・四一～一三四・九八　〇・六四七

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百七十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
函館市絵紙山町四二番から同市絵紙山町二番一まで	前	二四・一四～四一・六八　〇・一一九キロメートル
	後	二四・一四～四八・五三　〇・一一九

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○北海道開発局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百三十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道勇払郡占冠村字占冠国有林上川南部森林計画区上川南部森林管理署一一二〇林班ぬ小班地内	前	二五・四七～二九・一八　〇・〇五三キロメートル
	後	二六・五五～三八・七八　〇・〇五三

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局旭川開発建設部

○北海道開発局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道様似郡様似町西町一〇〇二番二から同町西町六八番一地先まで	前	一九・四九～二三・一九　〇・〇三四メートル
	後	二〇・二七～三六・〇一　〇・〇三四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

国会事項

衆議院

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を改正する規則は、四月二十四日次のとおり議決された。

衆議院規則の一部を改正する規則

衆議院規則の一部を次のように改正する。

第五十六条の五第一項中「同じ。）」の下に「又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）」を加える。

第二百三十四条の二中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第二百五十六条の二第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程は、四月二十四日次のとおり議決された。

衆議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程

衆議院情報監視審査会規程（平成二十六年六月十三日議決）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年法律第百八号」の下に「。以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について」を、「からの特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長」を加える。

第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「部分及び」を「部分並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第五条第三項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。

第十八条の見出し、第二十条（見出しを含む。）、第二十七条（見出しを含む。）並びに第二十八条の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

第三十一条の見出し中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加え、同条第一項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

議案送付

五月十三日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本学術会議法案

質問書提出

五月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書（櫻井周提出）
大阪・関西万博におけるＡＤ証入場者に関する質問主意書（櫻井周提出）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博提出育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今井雅人提出外国資本による森林取得と水資源の利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出関税割当に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十九号
令和七年五月十四日（水曜日）
午前十時開議
第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）
日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）
日本学術会議法案（閣法第三六号）

質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。
外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一八号）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山本太郎提出原発避難計画策定に係る会議の議事録作成及び公開に関する質問に対する答弁書（第一〇六号）
参議院議員神谷宗幣提出我が国に設置された孔子学院及び孔子課堂に関する質問に対する答弁書（第一〇七号）
参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問に対する答弁書（第一〇八号）
参議院議員山本太郎提出原発作業員の安全管理及び労災認定基準に関する質問に対する答弁書（第一〇九号）
参議院議員浜田聡提出社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問に対する答弁書（第一一〇号）
参議院議員浜田聡提出介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問に対する答弁書（第一一一号）
参議院議員浜田聡提出歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがＮＨＫに存在しない問題に関する質問に対する答弁書（第一一二号）
参議院議員浜田聡提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問に対する答弁書（第一一三号）
参議院議員浜田聡提出ＡＶ出演に係るスカウトバック対策の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一四号）
参議院議員齊藤健一郎提出マイナンバーカードの券面デザインに関する質問に対する答弁書（第一一五号）

報告書提出

五月十三日委員長から次の報告書を提出した。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書

参議院規則の一部改正

五月九日本院は次のとおり参議院規則の一部を改正した。
参議院規則の一部を改正する規則
参議院規則の一部を次のように改正する。
第百八十一条の三第一項中「以下同じ。）」の下に「又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。
第二百三十六条中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程の一部改正

五月九日本院は次のとおり参議院情報監視審査会規程の一部を改正した。
参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程
参議院情報監視審査会規程の一部を次のように改正する。
第一条中「平成二十五年法律第百八号」の下に「。以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について」を、「からの特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長」を加える。
第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「部分及び」を「部分並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。
第五条第二項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。
第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。
第十八条の見出し及び第二十条（見出しを含む。）中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。
第二十五条第二項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。
第二十七条（見出しを含む。）並びに第二十八条の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程

参議院情報監視審査会事務局規程の一部を改正する規程は、令和七年五月九日次のとおり決定された。

参議院情報監視審査会事務局規程（平成二十七年三月十九日事務総長決定）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（所掌事務） **第一条**　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　〔略〕 四　特定秘密及び重要経済安保情報の保管に関すること。 五・六　〔略〕 **第二条・第三条**　〔略〕 （事務局長等の任命） **第四条**　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事（国会職員法第二十四条の四第一項の規定に基づく適性評価において情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密及び重要経済安保情報を漏らすおそれがないと認められた者に限る。）の中からこれを命ずる。 **第五条**　〔略〕	（所掌事務） **第一条**　情報監視審査会事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三　〔略〕 四　特定秘密の保管に関すること。 五・六　〔略〕 **第二条・第三条**　〔略〕 （事務局長等の任命） **第四条**　事務局長その他事務局の職員は、事務総長が参事（国会職員法第二十四条の四第一項の規定に基づく適性評価において情報監視審査会の事務を行った場合に特定秘密を漏らすおそれがないと認められた者に限る。）の中からこれを命ずる。 **第五条**　〔略〕
備考　表中の〔　〕の記載は注記である。	

附　則

この規程は、令和七年五月十六日から施行する。

人事異動

内閣

財務大臣政務官　東　国幹
（大臣官房参事官）財務事務官　藤井　大輔
（欧州復興開発銀行理事）同　日置　重人
欧州復興開発銀行総務会第三十四回年次会合臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は令和七年五月二十九日までとする（各通）

最高裁判所

福島家庭裁判所判事・福島簡易裁判所判事　大嶋　洋志
仙台高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
仙台簡易裁判所判事に補する
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　田口　治美
福島家庭裁判所判事に補する
福島家庭裁判所判事を命ずる
福島簡易裁判所判事に補する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小池あゆみ
東京家庭裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　中野　琢郎
東京地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する（以上四月二十六日）
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　伊藤　孝至
新潟地方裁判所判事に補する
兼ねて新潟家庭裁判所判事に補する
新潟簡易裁判所判事に補する
神戸地方裁判所判事・神戸簡易裁判所判事　植田　類
高知家庭裁判所判事に補する
兼ねて高知地方裁判所判事に補する
高知簡易裁判所判事に補する（以上四月三十日）
東京家庭裁判所判事・東京簡易裁判所判事　砂古　剛
名古屋地方裁判所判事に補する
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・一宮簡易裁判所判事　内山真理子
名古屋家庭裁判所判事の兼補を免ずる
名古屋地方裁判所半田支部勤務を免ずる
名古屋簡易裁判所判事に補する
名古屋地方裁判所判事兼名古屋家庭裁判所判事・一宮簡易裁判所判事　高木　健司
名古屋地方裁判所一宮支部勤務を免じ
名古屋地方裁判所半田支部勤務を命ずる
名古屋地方裁判所半田支部長を命ずる
名古屋家庭裁判所一宮支部勤務を免じ
名古屋家庭裁判所半田支部勤務を命ずる
名古屋家庭裁判所半田支部長を命ずる
半田簡易裁判所判事に補する
半田簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
郡山簡易裁判所判事　佐藤　裕義
仙台簡易裁判所判事に補する
東京簡易裁判所判事　坂本　正則
郡山簡易裁判所判事に補する（以上五月一日）
東京簡易裁判所判事　中山　隆弘
浜松簡易裁判所判事に補する（五月七日）

○定年退官

簡易裁判所判事三木健治は四月二十九日限り定年退官
判事兼簡易裁判所判事岸本寛成は五月二日限り本官たる判事が定年退官となり同時に兼官たる簡易裁判所判事も退官となる
簡易裁判所判事瀬戸口洋治は五月九日限り定年退官

褒賞

紺綬褒章

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、紺綬褒章を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

松永　郁子　青山　勝人　今井　利一
長澤　良子　横山　昭芳　鎌田　収
三浦　大地　南　章乃　高木ヒロ子
福田　純子　山路　孟　野口　和枝
篠塚　勝正　高橋　直樹　高橋　佳子
大庫　隆夫　川田　秀樹　海老根智仁
酒井富美子　渡邊　康子　藤田　秀行
山上　明善　坂口　美鈴　河野　元昭
佐藤　隆之　北島　正悟　奥山　竜也
網頭まり子　中島　健治　古賀クニ子
大津　敦　藤林　稔和　渡邊　義人
新井　英希　深見　達之　田中ふさ子
池田　博則　瀧澤　潤

褒章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

アメリカ合衆国人　ロバート　マー
ク　ポメロイ

褒章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

渕上　清　田上　正輝　岸本　眞五
鈴木　右文　白橋ひとみ　小村あゆみ
石川　綾子

褒章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

藤田　明裕　木平　弘子　池田　祐久
中田　琴子　岩崎　哲也　野口　美文
青山　司奇　和田　佳子　濱田　泰助
南　貞男　黒木　勉　永山　要
桂田　重信　大隅　義一　石井　克幸
内藤　弘康　藤林フミヨ　大場　利秋
西　英行　中道　史和　渡邊　昇

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

杉村　克治

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個を授ける

四方　祥樹

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者又は贈与された者は、次のとおりである。

松永　道幸　井谷　憲次
松井　利夫　毒島　秀行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

鈴木　孝行

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版二個並びに同第五条により木杯一組台付二個を授ける

牧　寛之

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

大韓民国人　姜　昇旭

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版三個並びに同第五条により木杯一組台付二個を贈与する

牧　寛之

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

大韓民国人　姜　昇旭

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

興和株式会社
林株式会社
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
オカダアイヨン株式会社
株式会社イチケン
株式会社寺岡精工
クラスメソッド株式会社
株式会社合同資源
株式会社オフィス並木
株式会社中央綜合警備保障
株式会社わかさ生活
株式会社タムラ
株式会社シンコウ電気商会
京都府民共済生活協同組合
トレンドマスター株式会社
株式会社山越
シフトプラス株式会社
日本パトロール株式会社
大倉産業株式会社
新潟冷蔵株式会社
株式会社ＲＳ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｉｅｓ
株式会社ＣＳオートディーラー
株式会社ワールド
東毛福祉事業協同組合
株式会社エイブル
株式会社ビジネスナビゲーション
株式会社実業之日本総合研究所
株式会社エースパック
一般財団法人竹田健康財団
オタフクソース株式会社
株式会社オヤマ
米沢信用金庫
株式会社マノサリー
三昌物産株式会社
医療法人社団ヤマナ会
株式会社カマタ
白河信用金庫
一般社団法人福岡県古民家再生協会
カツデン株式会社
たんぽぽ薬局株式会社
株式会社勝山
山一金属株式会社
東和工業株式会社
マスターカード・ジャパン株式会社
株式会社リンクス・ビルド
内藤株式会社
ウエルシア薬局株式会社
ＪＣＲファーマ株式会社
ＳＢテクノロジー株式会社
マザーサンヤチヨ・オートモーティブシステムズ株式会社
株式会社中川政七商店
天野エンザイム株式会社
高知信用金庫
アクアス株式会社
株式会社グロービス
グロービス・キャピタル・パートナーズ株式会社
イオン株式会社
株式会社常陽銀行
睦月電機株式会社
株式会社ヤマト実業
株式会社ファウンテック
株式会社ネットワーク
株式会社アイザック

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

株式会社アイザック

褒章条例第二条により褒状三枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和七年四月二十三日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故高橋正徳遺族　高橋　禎子

褒章条例第六条により褒状を授ける

皇室事項

御見舞電報及び御答電

東日本大震災十四周年につき、ガボン大統領閣下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し御答電を発せられた。

御祝電

天皇陛下は、パラグアイの独立記念日につき、五月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁事項

船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示

船員法第百条の十三第二項で準用する同法第百条の十二の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録を更新したので、同法第百条の二十八第一号の規定により、公示する。

令和七年五月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録有効期間
令和十年五月八日まで
二　登録検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
American Bureau of Shipping
1701 City Plaza Drive, Spring, TX77389 USA
会長　Christopher J. Wiernicki
三　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１番１号
横浜（関東）事業所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１番１号
神戸事業所	兵庫県神戸市中央区雲井通七丁目１番１号
今治事業所	愛媛県今治市常盤町四丁目４番６号

官庁報告

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五号

(三) 占用を制限する区域

小樽市銭函二丁目七〇六番一地内

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十九号

(三) 占用を制限する区域

北海道古宇郡泊村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班地先から同村大字興志内村国有林後志胆振森林計画区後志森林管理署一二〇六林班は小班まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局小樽開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百四十号

(三) 占用を制限する区域

釧路市阿寒町飽別五十六線一六番三から同市阿寒町飽別基線一六番一〇まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年五月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十五日

北海道開発局長　坂場　武彦

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百九十二号

(三) 占用を制限する区域

北海道白糠郡白糠町茶路基線一五九番二から同町ノイベツ一〇番一まで

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年五月十五日

(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

法務

公証人任免

京都地方法務局所属公証人齋木稔久は願により公証人を免ぜられた。（四月三十日）

静岡地方法務局所属公証人岡田治は願により公証人を免ぜられた。

市原久幸は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人岡田治の後任を命ぜられた。

静岡地方法務局所属公証人樋口勝男は願により公証人を免ぜられた。

鈴木敏宏は公証人に任命され、静岡地方法務局所属公証人樋口勝男の後任を命ぜられた。

金沢地方法務局所属公証人澤田正史は願により公証人を免ぜられた。

髙田浩は公証人に任命され、金沢地方法務局所属公証人澤田正史の後任を命ぜられた。

田中康裕は公証人に任命され、広島法務局所属元公証人古賀輝郎の後任を命ぜられた。（以上五月一日）（法務省）

公　告

諸　事　項

工 場 財 団

北海道函館市富岡町一丁目２番１号**道南水力発電合同会社**の工場財団に北海道函館市臼尻町721番地１渡島東部管理区10林班98小班磯谷川第一発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年５月15日

函館地方法務局八雲支局

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

１　処分をした年月日　令和７年３月７日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　レジル株式会社　丹治　保積　大阪府大阪市浪速区湊町１－４－38　国土交通大臣許可（特－３）第22158号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和７年３月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月12日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　阪南土建株式会社　植圃　幸治　大阪府泉南市幡代１―32―10　国土交通大臣許可（般特―６）第21008号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月18日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　IHARA　FURNACE株式会社　井原　昌吾　大阪府大阪市北区本庄東３―５―21　国土交通大臣許可（特―２）第4771号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エス・エル　岸本　　進　大阪府大阪市福島区野田５―17―22　国土交通大臣許可（特―５）第5788号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年５月15日

近畿地方整備局長　長谷川朋弘

1　処分をした年月日　令和７年３月31日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社河野店舗設計室　佐藤　英仁　大阪府大阪市中央区博労町１―８―２三共堺筋本町ビル10階　国土交通大臣許可（般―４）第26743号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（内装仕上工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　令和７年３月31日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５０１号
福島県南相馬市原町区萱浜字北谷地311番地
清算株式会社　ロボコム・アンド・エフエイコム株式会社
代表清算人　天野　眞也
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福島地方裁判所相馬支部

令和７年（ヒ）第２０２３号
東京都目黒区駒場４丁目６番20号コートハウスＭ―202
清算株式会社　株式会社サイファー・コミュニケーション
代表清算人　井澤　聰朗
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第３００９号
大阪市北区中崎西２丁目６番６号パステル２―301号
清算株式会社　株式会社アンデルセン
代表清算人　後藤　　隆
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区農人橋１丁目４番31号
清算株式会社　株式会社イーナリンク
代表清算人　林　　和男
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第１００１号
島根県浜田市金城町追原39番地１
清算株式会社　株式会社金城観光ホテル
1　決定年月日　令和７年４月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所浜田支部

令和６年（ヒ）第５号
福岡県久留米市東合川２丁目３番39号
清算株式会社　ＬＥシステム株式会社
1　決定年月日　令和７年４月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所久留米支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第２００２号
東京都墨田区太平４丁目23番19号
清算株式会社　株式会社ブンカゴム
代表清算人　市原　克己
1　決定年月日　令和７年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　本協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、令和７年１月27日（開始決定日の前日）までの原因に基づいて発生した協定債権（以下「特別清算債権」という。）及び特別清算債権に係る同月28日（開始決定日）以降の利息及び遅延損害金とする。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　按分弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　弁済及び免除
１　特別清算債権に対する弁済及び免除
⑴　弁済方法
特別清算債権については、以下の方法により弁済する。
ア　資産換価代金から、清算結了までに発生し及び発生すると予想される共益的債権及び優先的債権の全額を控除して、弁済原資総額を算定する。
イ　本協定の認可決定確定後１か月以内に、上記アを弁済原資として、各協定債権者が有する特別清算債権の金額に応じて按分弁済する。
⑵　免除方法
特別清算債権については、上記⑴イの弁済時において、弁済後の残債権額について全額免除を受ける。
２　開始決定日以降の利息・遅延損害金の免除
特別清算債権に係る令和７年１月28日（開始決定日）以降の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に、全額免除を受ける。
第３　残余財産の処理
上記第２の１⑴イの弁済終了後において、清算株式会社に新たな財産が発見された場合には、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から共益的債権及び優先的債権の全額を控除した残額を弁済原資として、上記第２の１⑴イによる弁済後の残債権額に応じて按分弁済する。この場合においては、弁済額の範囲において、特別清算債権についての免除は撤回されたものとする。
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２００３号
東京都中央区日本橋人形町２丁目30番５号
清算株式会社　株式会社大喜
代表清算人　荻野　　洋
1　決定年月日　令和７年４月23日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権
協定債権とは、株式会社大喜（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいい、同債権を有するものを「債権者」という。
２　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
３　弁済基準額
弁済基準額とは、各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
４　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
５　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
１　最終弁済
清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に、清算株式会社が有する現預金（預け金を含む）から必要な費用を控除した残額を弁済原資とし、弁済基準額を基準に按分比例して弁済する。
２　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権者荻野洋の債権全額について、債務の免除を受ける。
⑶　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
３　追加弁済
前記最終弁済後、清算株式会社に新たに財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の弁済基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第２０１５号
東京都千代田区丸の内１丁目９番２号グラントウキョウサウスタワー
清算株式会社　株式会社ＫＫ
代表清算人　楠見健次郎
1　決定年月日　令和７年４月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、株式会社ＫＫ（以下「清算株式会社」という）に対する本特別清算手続開始決定日までの原因に基づいて発生した債権（以下「協定債権」という）とする。
２　利息・遅延損害金の免除
協定債権に対する本特別清算開始決定後の利息及び遅延損害金は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

３　弁済の方法及び端数の処理
⑴　弁済の方法
協定債権の弁済は、本特別清算手続における清算人代理事務所（東京都千代田区丸の内１－９－２グラントウキョウサウスタワー13階）において行う。ただし、協定債権者が金融機関の口座に振り込む方法を指定した場合は、当該口座への振込により弁済する（振込手数料は金融機関の口座に振り込む方法を指定した協定債権者の負担とする）。
⑵　弁済における端数の処理
協定債権の弁済において生じる弁済額の１円未満の端数は切り捨てる。
第２　一般債権
１　一般債権の定義
一般債権とは、協定債権のうち、後記第３．１で定義する関係者債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済及び放棄
⑴　一般債権の弁済
清算株式会社は、各一般債権者に対し、本協定認可決定確定日から２ヶ月以内に、本協定認可決定確定時に清算株式会社が有する資産総額から、本特別清算手続が結了するまでに発生し又は発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続に係る清算株式会社に対する費用請求権に基づく債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた債権の合計額を控除した残額を弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各債権額に応じて按分した額を弁済する。
⑵　一般債権の放棄
各一般債権者は、上記⑴の弁済を受けたときに、その余の一般債権をすべて放棄する。なお、上記⑴の弁済原資が存しない場合、弁済原資が存しない旨の通知を清算株式会社が各一般債権者に通知したときに、各一般債権者は一般債権をすべて放棄する。
⑶　追加弁済
上記⑴による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを清算株式会社が換価した上、各一般債権者に対し、その換価代金から必要な費用を控除した残額を追加弁済原資として、別紙「債権額一覧表」記載の各一般債権額に応じて按分した額を弁済する。この場合、当該追加弁済の範囲においては、上記⑵による放棄の効力は失われるものとする。
第３　関係者債権
１　関係者債権の定義
関係者債権とは、協定債権のうち、楠見芳浩、楠見裕治、楠見林太郎、楠見眞太郎、楠見博子及び楠見健次郎が清算株式会社に対して有する各債権をいう。
２　関係者債権についての放棄
関係者債権者は、本協定認可決定確定時において、関係者債権をすべて放棄する。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第20部

更生手続における包括的禁止命令

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社ケンショウ
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社タガヤス
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の財産に対し、会社更生法24条１項２号に規定する強制執行等及び同条２項に規定する国税滞納処分をしてはならない。
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続における保全管理命令

令和７年（ミ）第１号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社ケンショウ
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島３丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階きっかわ法律事務所　弁護士　山本　幸治
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ミ）第２号
大阪市中央区大手前１丁目７番31号ＯＭＭビル16階
開始前会社　株式会社タガヤス
１　主文　更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、開始前会社の業務及び財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　大阪市北区中之島３丁目２番４号中之島フェスティバルタワー・ウエスト11階きっかわ法律事務所　弁護士　山本　幸治
令和７年４月25日
大阪地方裁判所第６民事部

監 督 命 令

再生計画認可

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月九日
掲載頁　五十八頁（号外第一〇三号）
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和六年十二月二十三日
掲載頁　三頁
令和七年五月十五日
千葉県松戸市西馬橋蔵元町一八三番地シティプラザⅡ一Ｆ
（甲）アールフィールズ株式会社
代表取締役　野田　亮
東京都荒川区南千住五丁目二〇番一一号
（乙）伊藤工事株式会社
代表取締役　三宅　雄也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十四日
掲載頁　三十九頁（号外第五十二号）
（乙）https://www.defactostandard.co.jp/ir/denshi.html
令和七年五月十五日
東京都港区北青山二丁目五番八号
（甲）株式会社ギャラリーレア
代表取締役　寺岡　文寿
東京都大田区平和島三丁目三番八号
（乙）株式会社デファクトスタンダード
代表取締役　齋藤　康人

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十五日
掲載頁　一五五頁（号外第一五一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年六月二十五日
掲載頁　七十頁（号外第一五一号）
令和七年五月十五日
東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一五号
（甲）ＪＦＥコンテイナー株式会社
代表取締役　関谷　慶宣
東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一五号
（乙）ＪＦＥドラムサービス株式会社
代表取締役　片根　敏行

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日
東京都港区白金六丁目一六番二五―一三〇五号
（甲）合同会社ＣＲＥＥＲ
代表社員　森田　展正
東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（乙）合同会社ＧＲＥＥＮＷＥＬＬ
代表社員　森田　展正

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

名古屋市中区丸の内三丁目八番八号・山富丸の内ビル五階

（甲）税理士法人オールシエンシア

社員　佐久間　隆

静岡県浜松市中央区御給町一二五番地

（乙）税理士法人浜松合同会計

社員　佐藤　秀之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲、丙及び丁）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十九日

掲載頁　一九七頁（号外第五十五号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十五日

島根県出雲市国富町一三一〇番地一

（甲）株式会社出雲あぐり村

代表取締役　大福　里志

島根県出雲市国富町一三一〇番地一

（乙）有限会社金山グローカルファーム

代表取締役　稲田　誠

島根県出雲市国富町三五四番地

（丙）株式会社なかむら

代表取締役　太田　幸雄

島根県出雲市西代町二三六番地二

（丁）株式会社グリーンファーム西代

代表取締役　原　広信

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産開発事業部が行う事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.haseko.co.jp/hfd/company/publicnotice/

令和七年五月十五日

東京都港区芝二丁目三一番一九号

（甲）株式会社長谷工総合開発

代表取締役　宮原　昭

東京都港区芝二丁目三一番一九号

（乙）総合地所株式会社

代表取締役　梅津　英司

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のコンセプト推進部が行う事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲及び乙の株主総会の承認決議は令和七年六月二十六日に予定しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.haseko.co.jp/hfd/company/publicnotice/

令和七年五月十五日

東京都港区芝二丁目三一番一九号

（甲）株式会社長谷工総合開発

代表取締役　宮原　昭

東京都港区芝二丁目三一番一九号

（乙）株式会社長谷工不動産

代表取締役　松本　健

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オーティーズ（住所大阪市西区立売堀二丁目四番五号ＤＧビルなにわ筋）に対して当社のレジャー用品のレンタル事業、及びホテル事業（保育事業を除くすべての事業）に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十二頁（号外第五十四号）

令和七年五月十五日

大阪市西区立売堀二丁目四番五号ＤＧビルなにわ筋

株式会社オーティーズ

代表取締役　脇坂　純

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＲＡＩ（本店：兵庫県姫路市三条町一丁目五三番地）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月七日

掲載頁　四十七頁（号外第一〇一号）

令和七年五月十五日

兵庫県姫路市十二所前町七八番地ＧＯＬＤＢＬＤＧ

株式会社ＧＲＯＷＩＮＧ　ＤＩＮＩＮＧ

代表取締役　新井　隆之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

栃木県栃木市藤岡町都賀一四三〇番地一

華人阿李合同会社

代表社員　リコクシ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号西新宿水間ビル六階

Ｉｋａｒｉカード合同会社

代表社員　ローマン・ガルザ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都板橋区大山西町一九―一―一〇八

合同会社エスコムラボラトリー

代表社員　内藤　裕志

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都港区六本木六丁目二番三一号六本木ヒルズノースタワー一六階　合同会社大和イスラム・エムディ・マハムドゥル

代表社員

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社上田農園とします。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年五月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

福井県大野市森政領家第四号四番地

合同会社上田農園

代表社員　上田　輝司

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、組織変更後の商号はスカイティーコンサルティング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

鳥取県鳥取市滝山七三三番地一

Ａｙｕｉｓｍコンサルティング合同会社

代表社員　徳永　歩

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ふるりとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

愛媛県松山市枝松六丁目一〇番六号

合同会社Ｒｉｇｈｔ　Ｗａｙ

代表社員　寺﨑香菜子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

北九州市小倉北区下富野四丁目一〇番一七号

ワキサカエンジニアリング合同会社

代表社員　脇坂　智明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

福岡県久留米市城南町一二番地一七

合同会社ベスパ

代表社員　古賀　勝晋

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月十七日であり、組織変更後の商号は株式会社カフービジネスサポートとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

沖縄県那覇市字安里一七八番地ミオビエント新都心七〇五

合同会社カフービジネスサポート

代表社員　幸喜　竜一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千五百五十万円減少し千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月四日であり、株主総会の決議は令和七年四月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月十五日

札幌市手稲区手稲本町四条三丁目一番一四号

有限会社丸久宮里商店

代表取締役　宮里　昇宏

資本金の額の減少公告

当社は、令和七年五月九日付株主総会において決議された募集株式発行による増資の効力が発生することを条件として、増資後の資本金の額を二十四億一千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年五月十五日

掲載頁　二頁

令和七年五月十五日

東京都港区赤坂二丁目五番八号

アルジェニクスジャパン株式会社

代表取締役　ヘルマン・ストレンガー

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億九千五百五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月二十八日

掲載頁　五十二頁（号外第九十五号）

令和七年五月十五日

東京都渋谷区千駄ケ谷五丁目三一番一一号

株式会社Ｂｅｔｉｍｏ

代表取締役　篠田荘太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億五千万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、株主総会の決議は、令和七年三月二十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月一日

掲載頁　六十頁（号外第七十四号）

令和七年五月十五日

大阪市大正区鶴町二丁目五番二七号

鈴木合金株式会社

代表取締役　鈴木　慶一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年六月十八日

掲載頁　一二九頁（号外第一四六号）

令和七年五月十五日

兵庫県尼崎市田能町六丁目一〇番一号

三和システムウォール株式会社

代表取締役　林　豊之

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千四百十三万七千二百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年五月十五日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目二三番五号

株式会社ソケッツ

代表取締役　浦部　浩司

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を百七十八億九千六百三十二万千百八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年四月十日

掲載頁　八頁

令和七年五月十五日

東京都文京区後楽一丁目四番二五号

アルテミラ製缶株式会社

代表取締役社長　中塚　晃章

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十五万円、資本準備金の額を二百二十五万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、令和七年三月四日付、官報（号外第四十三号）六十二頁に掲載しております。

令和七年五月十五日

札幌市北区北二十一条西十二丁目二　三〇五

株式会社調和技研

代表取締役　中村　拓哉

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億円、資本準備金の額を七億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月二十三日であります。

ただし、同時に株式の発行により資本金及び資本準備金を増額いたしますので、効力発生日の後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十月十一日

掲載頁　七十二頁（号外第二三九号）

令和七年五月十五日

東京都新宿区新宿一丁目一番一一号

株式会社アークノハラ

代表取締役　岡本　力

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十五日

東京都豊島区東池袋一丁目二七番八号

株式会社ｃｙｍａ

代表取締役　田中　正信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十五日

東京都豊島区東池袋一丁目二七番八号

株式会社ワイ・インターナショナル

代表取締役　田中　正信

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年五月十五日

静岡県島田市湯日一番地の一

株式会社丸紅

代表取締役　紅林　眞之

株式分割につき通知公告

当社は、株式九六〇株を二八、八〇〇株に分割することにいたしましたので公告します。

令和七年五月十五日

東京都台東区台東一丁目二二番四号アストロン台東ビル

USTRON株式会社

代表取締役　陳　本　栄

株式交換につき株券等提出公告

当社は、Ｕｎｉｔｅｄ　ＮＥＸＴ株式会社を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月十六日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月十五日

東京都千代田区神田猿楽町一丁目五番一八号千代田ビル

ＵＮＩＴＥＤ　ＦＯＯＤＳ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社

代表取締役　青木　啓之

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である鈴木正人、南潤赫が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

東京都新宿区新宿一―三―一二　壱丁目参番館七〇八

株式会社シンドリコー

日本における代表者　鈴木　正人

日本における代表者　南　潤赫

任意清算公告

当法人は、令和七年二月二十八日をもって解散し、税理士法第四十八条の二十一第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月十五日

大分県大分市金池南一丁目一三番六号

さくら咲税理士法人

代表社員　光田加壽子

債権申出の公告（第二回）

当規約型確定給付企業年金は、令和七年四月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県さいたま市北区宮原町一丁目五二〇―一

株式会社ゴードー確定給付企業年金

清算人　畑中　伸一

債権申出の催告（第三回）

当基金は、代議員会における代議員の議決により解散したので、当基金に債権を有する者は、公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月十五日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、住所「大阪市中央区淡路町４―２―13アーバンネット御堂筋ビル」とあるは「大阪市浪速区立葉一丁目２番12号」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号

株式会社鳥貴族

代表取締役　江野澤暢男

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、住所「大阪市中央区淡路町４―２―13アーバンネット御堂筋ビル」とあるは「大阪市浪速区立葉一丁目２番12号」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号

株式会社ＴＯＲＩＫＩ　ＢＵＲＧＥＲ

代表取締役　髙田　哲也

正　誤

平成十九年二月六日（号外第二十二号）文部科学省告示第十一号（史跡に地域を追加し名称を改める件）

（原稿誤り）

一七ページ上段表中地域欄中終りから二一行目を削除する。

ページ	段	行	誤	正
九	上	表中所在地欄中	峰山町	鶴市町
〃	〃	表中地域欄中 六	峯山国有林三七林班は小班	御殿国有林三七林班は小班のうち実測三七八三・三五平方メートル
		一二～一三		

令和七年五月十五日

埼玉県入間郡三芳町竹間沢二八三―一

Ｔ＆Ｋ　ＴＯＫＡグループ勤労者財産形成基金

清算人　関根　秀明

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、住所「大阪市中央区淡路町４―２―13アーバンネット御堂筋ビル」とあるは「大阪市浪速区立葉一丁目２番12号」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号

株式会社鳥貴族

代表取締役　江野澤暢男

訂正公告

令和六年十一月六日（号外第二六〇号）掲載の第四期決算公告（枠組）中、住所「大阪市中央区淡路町４―２―13アーバンネット御堂筋ビル」とあるは「大阪市浪速区立葉一丁目２番12号」の誤りにつき訂正します。

令和七年五月十五日

大阪市浪速区立葉一丁目二番一二号

株式会社ＴＯＲＩＫＩ　ＢＵＲＧＥＲ

代表取締役　髙田　哲也

正　誤

平成十九年二月六日（号外第二十二号）文部科学省告示第十一号（史跡に地域を追加し名称を改める件）

（原稿誤り）

一七ページ上段表中地域欄中終りから二一行目を削除する。

ページ	段	行	誤	正
九	上	表中所在地欄中	峰山町	鶴市町
〃	〃	表中地域欄中 六	峯山国有林三七林班は小班	御殿国有林三七林班は小班のうち実測三七八三・三五平方メートル
		一二～一三		